

第2次琴浦町男女共同参画プラン実施計画に基づく平成29年度具体的取り組みについて

■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進(男女の登用率を均衡にする)	・各委員会等について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	企画情報課	25～29	随時	男女共同参画行政推進会議で、各種委員選任の際には男女登用率が均衡となるよう努めることを確認する。	4月 政策・方針決定過程における各種委員会・審議会委員の女性登用率を調査した。(7月1日現在、女性登用率 36%)	新たな各種委員会・審議会委員選任時に向けて、女性登用の呼びかけを行う。
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画リーダー候補者	社会教育課	25～29	随時	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。	男女共同参画推進会議等に鳥取県等が主催する研修会を案内、参加推進を図った。	研修会開催を案内する。特に新規入会者に参加推進を図る。

施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	11月	部落役員における女性の登用促進について、各区長に文書で依頼する。	特になし	11月 区長文書で通知を予定している。
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29	通年	女性消防団員についてはイベント等で加入への呼びかけを行っていく。自主防災組織への女性登用については、結成の相談等にこられた自治会に対し呼びかけを行っていく。	特になし	募集する。
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課	25～29	(総)通年(社)5～6月	(総務課)部落運営にかかわる方の男女別人数について調査の報告アンケートの結果を踏まえ、実施の有無、設問等検討する。	特になし	実施する。

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	随時	(商工観光課・社会教育課)鳥取県や各種機関が主催する講座のチラシ配架などの情報提供を行う。	(商工観光課)各種講座等のチラシの配架を行った。 (社会教育課)未実施	(商工観光課)ホームページ等でも情報提供を行う。 (社会教育課)各種機関が主催する講座のチラシ配架を行う。

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	随時	企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。	多岐に渡る相談窓口を町報に掲載している。(相談件数0件)	相談があれば関係課等と連携して対応する。
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	11月	男女共同参画フォーラム開催支援を行う。	9月9日 男女共同参画フォーラム開催支援を行った。(参加者90名)内容 社会参画推進映画「きまはいい子」上映会	—
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	随時	講演会等でプランのダイジェスト版配布等を行い、PRに努める。	—	まなびのついでにてプランダイジェストの配布を行う。
		・第2次プランダイジェストを適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課	25～29	随時	第3次プラン策定後、ダイジェスト版を作成する。各種講演等の機会にダイジェスト版配布を行う。	各課と連携し、フォーラムや講演会時にプランダイジェストを配布している。	機会を捉えてプランダイジェストの配布を行う。
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)のPR	町民	社会教育課	25～29	5～6月	5～6月にTCCミニドラマを5話再放映、広報紙広報とともに男女共同参画週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。	6月25日 男女共同参画啓発TCCミニドラマ「ハッピーライフ&ハッピーワーク幸せ創生物語」を再放送、またホームページ等で週間PRを行った。	—
		・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。	よりん彩ネット登録人材の情報提供を行った。	必要に応じて情報提供を行う。
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備・情報提供を行う。	人権に関する図書コーナーを設置し、関連図書も購入して情報提供を行った。	引き続き情報提供を行う。
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	(社)通年 (人)通年 (予定)8月～9月	(社会教育課)町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課)人権・同和教育研修等の実施に際しては、町ホームページや行政放送、ポスター掲示等を行い、広く情報提供を行う。	(社会教育課)よりん彩主催事業「相談にかかわる人たちのための講座」などのチラシをまなびタウン等公共施設に配架した。 (人権・同和教育課)関係機関からの情報提供等、機会に応じて情報提供を行う。	(社会教育課)公共施設へのチラシ配架を行う。 (人権・同和教育課)関係機関からの情報提供等、機会に応じて情報提供を行う。

●重点目標3 家庭教育・社会教育における男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	随時	・町PTA連総会で啓発・周知を行い、各単PTAでの取り組みを充実させる。 ・男女共同参画に係るPTA研修の実施を働きかける。	5月 町PTA連合会(各学校のPTA会長、副会長等)と情報交換を行った。	PTAと意見交換できる機会を捉え啓発していく。
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	随時	・男女共同参画に係る校内研修の実施を働きかける。 ・固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行、行事等が無い点検を行う。	計画訪問で、各学校の学校経営方針を確認した。	各学校が行う教育反省で、固定的な性別役割分担意識に基づく校内の慣習・慣行、行事等が無い点検を行う。
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	随時	(教育総務課) 学校教職員の多忙化(勤務時間外業務の多さ)が指摘される中、勤務時間外の研修等について強く参加要請していくところがある。 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員に対し町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等への積極的な参加推進を行う。 (社会教育課) 男女共同参画講演会への参加推進を行う。	(教育総務課) 講演会や研修会の周知を図った。 (社会教育課) ・チラシ配布等により、下記講演会への参加推進を図った。 ・8月10日 絵本をより楽しむ方法(ふなのえこども園、以西・成美・安田地区公民館共催)	(教育総務課) 講演会や研修会への参加を促していく。 (社会教育課) 男女共同参画講演会への参加推進を行う。
③	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	通年	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同推進条例及び男女共同参画啓蒙家講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけと関連内容開催推進を図る。	各講座を実施。 子育て支援講座:6月20日、9月10日 家庭教育講座:9月14日、9月21日、9月22日	各講座を実施実施予定。
④	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施	町民	人権・同和教育課	25～29	9月(予定)	人権・同和教育研修(文化センター講座も含む)において、男女共同参画をテーマとした内容を取り上げるよう検討する。	未実施	今年度は実施予定なし
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	以西・成美・安田地区公民館と連携して、地域における女性の活躍等に関する啓発を行う。	8月10日 ふなのえこども園、以西・成美・安田地区公民館と連携して、成美地区公民館で絵本とジェンダーに関する講演会を開催した。(参加者 50名)	赤碓地区公民館、鳥取県性暴力被害者支援協議会と共催して講演会を開催する予定。
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	社会教育課	25～29	7～11月	各種フォーラム等で託児を設定する。	9月9日 男女共同参画フォーラムで託児を設定した。	10月15日 まなびのつどいにおいて託児を設定予定。

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	随時	小中学生のスマホの所持率が年々上昇している状況が継続しており、今後も小中学校の児童生徒・保護者を対象に、スマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージによるコンタクトリスクに対する啓発や、メディアリテラシーに関する学習や研修の機会を設定するなどの取組を実施していく。	7月を中心に実施した。保護者対象であったり、児童生徒対象であったり、各学校の実態に応じて実施した。	2学期にも計画している学校もある。
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行う。 意識の高揚、啓発に向けて、今後も図書館経営を工夫していく。	・常設的に「人権問題コーナー」を設けており、その中に男女共同参画に係る書籍を配置している。 ・新聞記事の切り抜きのコーナーでも、関連する記事を掲示している。	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行う。 意識の高揚、啓発に向けて、今後も図書館経営を工夫していく。
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	児童生徒、保護者に対する相談機能の充実を継続していく。	年度当初にスクールカウンセラーの来校日を保護者にお知らせしたり、個別に相談を進めたりしている。	児童生徒、保護者に対する相談機能の充実を継続していく。
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	人権・同和教育を学校教育の一つの柱として、学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進する。	人権同和教育の全体計画及び年間指導計画に従って学習を推進している。	人権・同和教育を学校教育の一つの柱として、学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進する。
	・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	6月	学校生活を通じ、男女の別なく分担し、互いに助け合うことの大切さを認識する指導を行う。 中学生を対象に職場体験学習等を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成と男女の相互理解と協働の認識を深める指導を行う。	・男女の別なく互いに協力、助け合う心を育てることを意識しながら日々の教育活動を実践している。 ・職場体験学習(中学校2年生)を6月に実施した。	日々の教育活動については、下半期も継続していく。	

■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	(総) 通年 (商) 通年	(総務課) 琴浦町における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画に沿って、更なる推進・周知に努める。 (商工観光課) 町ホームページを通じて啓発を行う。	(総務課) 未実施 (商工観光課) 未実施	(総務課) 町HPにより公表を行う。 (商工観光課) 町ホームページを通して啓発を行っていく。
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	通年	町ホームページを通じて啓発を行う。	未実施	町ホームページを通して啓発を行っていく。
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課・社会教育課) 各機関が実施する研修会や講座チラシ等を公共施設等に配架してする等のPRや情報提供を行う。	(商工観光課) 研修会や講座チラシ等の配架、町ホームページで情報提供を行った。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 引き続きチラシの配架、町ホームページ等で情報提供を行う。 (社会教育課) 各機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図る。 (社会教育課) 啓発資料を町内企業等へ配布する。	(商工観光課) 町ホームページや事業所訪問の際、琴浦町育児休業奨励金の周知を行った。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 事業所訪問の際、育児休業の促進を図っていく。 (社会教育課) 啓発資料の町内企業への配布を行う。
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	(商) 通年 (社) -	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催依頼通知を町内企業に送付・説明等を行う。	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会の研修で、社内研修における講師派遣のチラシを配布した。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 事業所訪問の際、研修等の推進を行っていく。 (社会教育課) 事業所内研修開催通知を町内企業に送付・説明等を行う。
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	(総) 通年 (商) 通年	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る。研修計画に基づき、ハラスメント研修を計画する。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時のパンフレット送付等で周知を図る。	(総務課) 研修については、実施なし。 (商工観光課) 未実施	(総務課) 窓口の周知や研修を計画する。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時のパンフレット送付等で周知を図っていく。

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時に研修案内を送付、情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会の研修で女性活躍サミットの講演チラシを配布した。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 事業所への通知発送時、町ホームページ等で情報提供を行っていく。 (社会教育課) 各機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・男女雇用機会均等法等の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	6月 3月	適時に情報提供、広報を行う。	未実施	適時に情報提供、広報を行っていく。
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかわる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	(商) 通年 (総) -	(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランス等に関するパンフレットの配布や、町ホームページを通じて啓発を行う。 (総務課) 職員の休暇、育児短時間等の制度を周知するなど引き続き取り組む。	(商工観光課) チラシ等の配架、町ホームページで情報提供を行った。 (総務課) 該当職員にその都度説明するなど対応した。	(総務課・商工観光課) 周知に取り組む。
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	(社) - (商) 通年	(社会教育課・商工観光課) 認定企業制度・認定企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。	(商工観光課) 研修時に、認定企業の取組みを紹介したパンフレットを配布した。 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 引き続き町内事業所へPRを行う。 (社会教育課) 認定企業制度等パンフレットを町内事業所に送付、PRを行う。
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(社会教育課・商工観光課) 協力企業制度・協力企業の取組み紹介パンフレットを町内事業所に送付・PRを行う。	(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 協力企業の取組み紹介パンフレットを研修時に配布を行う。 (社会教育課) 認定企業制度等パンフレットを町内事業所に送付、PRを行う。

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	(社)6月 (商)通年 (農)通年	(社会教育課) 男女共同参画啓発TCCミニドラマ再放送で企業の意識に関する内容を放送する。 (商工観光課) 各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど、男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性を協会の会員として、認定申請・再認定時に加入促進をはかるとともに、既認定者についても研修会等への参加要請を行う。	(社会教育課) 6月25日に再放送の男女共同参画啓発TCCミニドラマで企業の意識に関する内容を放送した。 (商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会でワーク・ライフ・バランスの研修を行った。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性を協会の会員として、認定申請・再認定時に加入促進をはかるとともに、既認定者についても研修会等への参加要請を行った。	(社会教育課) 未実施 (商工観光課) 各種団体、事業者への通知発送時に情報提供を行う。 (農林水産課) 認定農業者以外の女性の加入、参画についての啓発を行う。

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・方針決定の場合の女性の参画の促進	・認定農業者協議会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	通年	役員会への女性正副部長の参加要請を行うとともに、女性部会での研修等活動支援を行う。	現時点4回開催の協議会役員会に延べ6名女性部から参加した。 下半期も複数回開催し、参加要請していく。	上半期のぼろたん祭りやラブリーフェスタへの参加により女性が経営に携わるノウハウを習得するための活動支援を行う。

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農林水産課	25～29	通年	認定農業者再申請時に共同申請の啓発情報提供を行う。	共同申請の該当者がなかったため上半期実績は0件。	認定申請及び再申請時に啓発を行う。
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 漁業 林業自営業者	農業委員会事務局	25～29	通年	関係機関と連携しながら、家族経営協定締結を推進する。	家族経営協定締結について上半期実績は0件。	普及所等関係機関と連携し、家族経営協定締結を推進する。

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	イクボスの養成・促進	・琴浦町でイクボスを増やす	行政 町内企業	企画情報課 商工観光課	27～29	(企)4月 (商)通年	(企画情報課) ・新たに管理職となった人にイクボス宣言を行ってもらおう。 ・庁内管理職のイクボスパッチの着用推進。 (商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。	(企画情報課) ・4月1日 新たに管理職となった課長にイクボス宣言をしていただいた。 ・イクボスパッチを新しく管理職となった課長に配布した。 (商工観光課) イクボスの紹介等を含んだ雇用管理セミナーの案内を町ホームページで周知を行った。	(企画情報課) 管理職にイクボスパッチを着用してもらう。 (商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。
②	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29	(人)9月 (社)随時	(人権・同和教育課) 人権・同和教育研修(文化センター講座も含む)において、男女共同参画をテーマとした内容を取り上げるよう検討する。 (社会教育課) 講演会等の機会にチラシを配布する。また、男女共同参画啓発TCCミニドラマの再放送で、ワーク・ライフ・バランスの内容を啓発する。	(人権・同和教育課) 未実施 (社会教育課) 6月25日 再放送の男女共同参画啓発TCCミニドラマでワーク・ライフ・バランスの内容を啓発した。	(人権・同和教育課) 今年度は実施予定なし (社会教育課) 予定無し
③	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発 ・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	町内事業所 保護者等	商工観光課 総務課 子育て健康課	25～29 25～29	(商)通年 (総)通年 通年	(商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知と取得促進を図る。 (総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。 母子手帳交付時に育児休暇制度等について、説明・啓発を行う。	(商工観光課) 町ホームページ、事業所訪問の際に育児休業奨励金制度の周知を行った。 (総務課) 該当者に制度を周知し、取得しやすい環境整備を進めた。 母子手帳交付時に育児休暇制度等について、説明・啓発を行った。	(商工観光課) 事業所訪問時に県等の事業も一緒に周知を行う。 (総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。 母子手帳交付時に説明・啓発を行う。
④	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社)通年 (町)通年	(社会教育課) 町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例に照らした家庭教育講座を各小中学校・子育て支援センターと共催で開催する。 (子育て健康課) 保育園・こども園の保護者等、部落での子育て講座開催を呼びかけるとともに、公民館事業とタイアップする。	(社会教育課・子育て健康課) 子育て支援講座を実施(2回)	(社会教育課・子育て健康課) 引き続き講座を開催する。
		・介護研修の実施	町民	福祉あんしん課	25～29	随時	高齢者クラブ総会、敬老会等の際に講座を開催する。	各部落が行っている敬老会で実施。(3回開催)	随時開催したい。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社)通年 (健)通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 栄養講座の中に男子キッチンを取り入れ、保育園・こども園の保護者等、部落での開催を呼びかけるとともに、公民館事業とタイアップする等、男性の参加を呼びかけ実施していく。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行った。 ・5月27日 浦安地区公民館(参加15名) ・5月29日 赤碓地区公民館(参加36名) ・5月30日 八橋地区公民館(参加20名) ・7月3日 赤碓地区公民館(参加40名) ・7月28日 以西地区公民館(参加14名) (子育て健康課) 部落・グループ、団体、地区公民館等が料理教室を開催する際に、要請に応じて食生活改善推進員等の派遣を行った。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行う。

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	(商) 通年 (社) 通年	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。 (社会教育課) 男女共同参画啓発TCCミニドラマ再放送でワークライフバランスについての内容を放送する。また啓発チラシを講座等で配布する。	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会でワーク・ライフ・バランスの研修を行い、認識を深めた。 (社会教育課) 6月25日 再放送の男女共同参画啓発TCCミニドラマでワーク・ライフ・バランスの内容を啓発した。	(商工観光課) 各機関が実施する研修会等の情報提供を行う。 (社会教育課) 予定なし。
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	子育て健康課	25～29	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び保育園が連携し、事業を行う。また、利用者・会員の増加に向けて周知を行う。	・子育て支援センターや子ども園・保育園、母子保健事業などで事業啓発、会員登録への呼びかけを行った。 ・保護者の状況に合わせ、休日保育等より利用しやすい事業の紹介を行う等利用者の利便性を図った。	子育て支援センター、子ども園・保育園等と連携し、事業展開していく。また、啓発等を行っていく。
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	子育て健康課 社会教育課	25～29	通年	関係機関と連携して、交流会を実施する。	(子育て健康課) ことら子どもパークと連携し、夏休みに事業実施した。 (社会教育課) 8月22日 ことら子どもパーク運営委員を八橋児童クラブに派遣し、ものづくり体験の支援を行なった。	(子育て健康課) 長期休暇を利用して交流等を検討している。 (社会教育課) 予定なし。
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	子育て健康課	25～29	-	各小学校校区に設置済	各小学校校区設置済	各小学校校区設置済
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	子育て健康課	25～29	-	支援が必要な児童へ対応するため加配、研修を行う。	指導員を研修会に派遣した。	指導員に県等が開催する研修会等の情報提供を行い、参加を促進する。
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	子育て健康課 福祉あんしん課	25～29	(町) 通年 (健) 通年 (福) 通年	(子育て健康課) ・29年度版子育て応援ガイドブックを作成し、配布、配架して情報提供する。 ・母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介していく。 (福祉あんしん課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っていく。希望により部落への出前講座を開催したり、その他会合でPRしていく。	(子育て健康課) 母子保健手帳交付時や母子保健事業時や相談対応時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介した。 (福祉あんしん課) 要介護申請時に”あんしん介護保険”を配布し説明を行った。	(子育て健康課) 母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介を行う。 (福祉あんしん課) 随時、要介護申請時に”あんしん介護保険”を配布し説明を行う。
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	子育て健康課	25～29	通年	出前講座などの要望があれば実施していく。	要望により、出前講座などを実施した。	出前講座などの要望があれば実施していく。

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉あんしん課	25～29	年1回	策定委員会を開催し、第6期三年次の進捗状況並びに第7期計画実施に向けて検討する。	8月1日 第1回策定委員会開催。	策定委員会を2回開催予定。
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉あんしん課	25～29	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催。全会場で新しくわくわく琴浦体操継続して実施する。	介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催した。	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施する。
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉あんしん課	25～29	4月・8月・12月	・65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。 ・生活支援コーディネーターを中心に地域、個人へと働きかけ介護予防活動のさらなる充実を図る。	65歳以上で月4回以上活動するグループに月2,000円を助成した。活動のさらなる発展のため、サークル同士の交流会を実施した。	・65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。 ・生活支援コーディネーターを中心に地域、個人へと働きかけ介護予防活動のさらなる充実を図る。
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉あんしん課	25～29	通年	地域ニーズを把握し、高齢者サークル等の高齢者の活動拠点のさらなる創出やニーズとニーズのマッチングもを行い、高齢者の地域活動を活性化させていく。	高齢者の活動拠点の創出にむけ、地域ニーズの把握を行った。	地域ニーズを把握し、高齢者サークル等の高齢者の活動拠点のさらなる創出やニーズとニーズのマッチングもを行い、高齢者の地域活動を活性化させていく。
②	・障がいのある人の総合的な施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉あんしん課	25～29	年間	・サービスの支給決定基準を改正する。 ・ニーズ調査の結果を基に、移動支援事業について検討する。	サービスの支給決定基準を改正した。手帳を持つ子ども、通所サービスを利用する子どもの保護者に対しニーズ調査を行った。	移動支援事業については引き続き検討していく。ニーズ調査の結果を基に今後の障がい者福祉計画を策定していく。
③	・障がいのある人の総合的な活動拠点の整備	・公民館のバリアフリー化における支援	町民	総務課	28～29	年1回	公民館等集会所施設(コミュニティ施設)のバリアフリー化事業について、広報に掲載し、自治会周知と利用促進を図る。(掲載時期は未定)	5月 区長に対して、自治振興ハンドブックを送付して周知。 8月 町報に記事を掲載。 平成29年度は6自治会で利用。	予定無し
④	・介護における男女共同参画意識の啓発	・介護予防フォーラム開催	町民	福祉あんしん課	25～29	11月	町民の介護予防意識を高め、今後自立した生活が継続できるよう介護予防フォーラムを開催する。	予定無し	11月 三課連携で実施予定
⑤	・認知症への理解の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉あんしん課	25～29	2月	認知症に対する偏見を取り除き、認知症を正しく理解していただくためのフォーラムを開催する。	無し	3月 実施予定。
		・企業に認知症サポーターを養成する ・小・中学校にキッズサポーターを養成する ・地域住民に認知症サポーターを養成する	町内事業所 小・中学校 地域住民	福祉あんしん課	25～29	通年	近年未開催の小学校と連携を図り養成講座を計画し、キッズサポーターを養成する。また、地域のキャラバンメイトと共に活動し、キャラバンメイトの育成も図る。	4月 琴の浦高等支援学校でキッズサポーター養成講座を4月に実施した。	11月 聖郷小学校で実施予定。
		・認知症予防検診「ひらめきはつらつ教室」の開催	町民	福祉あんしん課	25～29	通年	高齢者サークルや地域サロン、部落の集まり等に積極的に開催を呼びかけ、希望する団体へ出張教室を開催する。	10サークルの申込があり、9サークルで実施済み。	10月に1サークルで実施予定。
⑥	・男性の家族介護者教室の開催	・家族介護者教室開催及び男性参加推進	町民	福祉あんしん課	25～29	通年	今後も要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催する。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。	定例で毎月1回旧中井旅館で「家族の集い」を実施した。	毎月1回旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催する。

施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等対策総合支援事業推進	ひとり親家庭	福祉あんしん課	25～29	通年	「ひとり親家庭のしおり」の配布を継続し、事業の啓発を行う。	児童扶養手当現況届時にしおりを配布した。	予定なし
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。	町営住宅の募集において、優先入居制度による1次募集を実施した。	優先入居制度による1次募集を実施する。
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉あんしん課	25～29	4～5月	・小・中学校に入学する児童を養育するひとり親に対し入学支度金の支給を実施し、ひとり親家庭の健全な育成を図る。 ・遺族年金受給中のひとり親の把握が十分でないため、広報、ホームページにて啓発を行う。	支給対象者に対して、入学支度金を支給した。	予定なし

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。	9月 国際交流協会事務局に対し、よりん彩人材バンク等の情報提供を行った。	引き続き国際交流協会の活動を支援するとともに、よりん彩人材バンク等の情報提供を行う。
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	子育て健康課	25～29	通年	外国人の方等に外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行う。	外国語版母子手帳を1件交付(英語)。	必要時、外国語版母子手帳の交付対応を行う。
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	通年	リーフレットを配架するなど、外国語を母語とする住民に対しての情報提供を行う。	国際交流財団からのリーフレットを配布した。	国際交流財団からのリーフレットを配布する。
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	通年	長期滞在者:年間2回の交流と情報交換の会を開催。 短期・長期滞在者:年1回、町内散策等で交流を深める。	日程調整ができなかったため未実施	10月15日 交流のつどい開催予定 11月 交流広場 1月 交流広場
		・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流コーディネーターによる韓国語講座の開催。	・週1回(火)、韓国語講座を実施した。(初・中級) ・9月号町報で受講生募集の案内を掲載した。	町報等を使用してPRし、受講生を増やす。
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通じた国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	小学校で英語とふれあう活動を推進する。よって、中学校と調整しながら、可能な限り外国語指導助手の小学校、保育園・こども園への派遣を行う。	小学校には月2～3回、保育園・こども園には学期に3回程度、ALTを派遣している。	小学校には月2～3回、保育園・こども園には学期に3回程度、ALTを派遣していく。

●重点目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	—	11月17日に鳥取県性暴力被害者支援協議会と講演会を共催予定。
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	子育て健康課	25～29	通年	毎月、町報に相談窓口を掲載する。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載した。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載する。
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	子育て健康課	25～29	通年	マニュアルを活用し、的確な対応を行えるよう体制を整える。	マニュアルを活用し相談対応を行った。	マニュアルを活用した的確な対応を行う。
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・パープルリボンの啓発活動の実施	町民	子育て健康課	25～29	11月	県事業と連携し、取り組み期間中に集中して啓発を行う。	未実施	11月に啓発活動を実施する。
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29	未定	・一人一人の人権を守るという観点で、DVの予防となるよう暴力を憎み許さない人権感覚を醸成していく。 ・アンケート、QUの結果や教育相談をふまえて、関係機関と連携しながら児童生徒を支えていく。	すべての児童生徒が安心して過ごせる学級を基本として日々の教育活動を行っている。 QU検査や教育相談により、児童生徒の悩みに寄り添い、支える体制をつくっている。	すべての児童生徒が安心して過ごせる学級を基本として日々の教育活動を行っている。 QU検査や教育相談により、児童生徒の悩みに寄り添い、支える体制をつくっていく。

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	子育て健康課	25～29	通年	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。	中部圏域での事例検討・情報交換等を行い、関係機関との連携をはかった。(5月、8月に会議開催)	関係機関と連携を深め、支援の充実に努める。
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	子育て健康課	25～29	通年	今後も関係機関が連携を深め、一層の体制の充実をはかる。	関係機関と連携し相談対応を行った。	関係機関と連携し、支援体制の充実をはかる。
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	子育て健康課	25～29	通年	DVでの事例が発生時に速やかに対応する。	必要に応じて個別支援会議を開催した。	必要に応じて個別支援会議を開催する。
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	子育て健康課	25～29	通年	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載した。	毎月、町報お知らせ版に相談窓口を掲載する。

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	子育て健康課	25～29	通年	・平成28年度同様、セット検診・医療機関健診を実施し、受診勧奨を行う。 ・定期診療者に対する医療機関からの情報提供にあつては、引き続き実施すると共に、協力医療機関の拡大を目指す。 ・集団セット検診の会場で行う保健指導と特定保健指導実施者への血液検査を継続して行う。	集団セット検診会場で特定健診受診者に保健指導を実施。特定保健指導対象者のみならず、対象外だが有所見の人にも、日々の生活習慣を振り返ってもらい保健指導や情報提供を行った。	集団セット検診と医療機関健診での特定保健指導対象者へ特定保健指導を受けてもらうよう積極的に実施を呼びかける。3ヶ月後には中間評価を実施し、モチベーション維持を図る。
		・健康ことうら計画の推進	町民	子育て健康課	25～29	年間3回	・9計画の最終年度であることから、計画の見直しを行い、次期計画を策定する。	計画の最終年度に当たり、計画の見直しを行うため、9月28日に第1回目の会議を開催。	計画の見直しを行い次期計画の策定を行う。
		・健康づくりウォーキング事業	町民	社会教育課	25～29	年間	「元気に歩こう 琴浦を！」と題して、新規開発のウォーキングコース体験会を実施する。	「元気に歩こう 琴浦を！」開催 4月9日 赤碕コース 5人 5月14日 下郷コース 19人 6月11日 以西コース 20人 7月9日 中止(台風) 9月10日 上郷コース 23人 ウォーキングステーション認定記念ウォーク開催 6月17日 日韓友好資料館発着50名 琴浦ウォーキングマップ作成 3000冊	「元気に歩こう 琴浦を！」を引き続き開催予定。
		・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	子育て健康課	25～29	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(11月に実施予定) * 部落巡回検診のみだった肺がん検診を来年度はセット検診に追加して実施する。これにより、全がん検診をセット検診会場で受診可能になる。 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(6月～2月) ・未受診者への受診勧奨を行う。 ・部落健康教室や健康づくり講演会等でミニ講話やチラシを配布するなどして検診の受診勧奨を行う。	・集団セット検診等を実施。 平日集団セット検診(14日) 休日集団セット検診(1日:9月10日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(6月～2月) 部落巡回結核・肺がん検診(8月～11月) ・各部落で実施した健康教室や健康づくり講演会でミニ講話やチラシを配布するなどして検診の受診勧奨を行った。	・集団セット検診等を実施。 休日集団セット検診(11月5・18日) 補足集団セット検診(11月) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(6月～2月) 部落巡回結核・肺がん検診(8月～11月) ・補足検診及び医療機関検診に向けて未受診者に対して10月に受診勧奨通知を行う。 ・引き続き、各部落での健康教室等様々な機会を利用して受診勧奨していく。
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	子育て健康課	25～29	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行予定であったが、実績なし。	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	子育て健康課	25～29	通年	・定例健康相談を実施すると共に、健康教室等での随時健康相談の実施を勧める。 ・健康づくり講演会・部落健康教室等を開催する。 特に、過去5年間健康教室未実施部落における健康教室開催目標を10部落とし、開催勧奨を実施する。	・毎月の定例健康相談、まちの保健室での健康相談を実施した。また、部落健康教室や栄養講座で健康相談の実施を勧めた。 ・健康づくり講演会3回、部落健康教室6回実施。過去5年間健康教室未実施部落に対して開催勧奨を実施。	・集落により意識の格差がある。また、企画したが参加者が集まらず中止された部落もあった。今後も過去5年間健康教室未実施部落に対し、開催勧奨を実施する。
		・町内企業等を対象にした健康講座の実施	町民	子育て健康課	25～29	通年	協会けんぽと連携しながら、町内事業所の要請に基づき、医師・保健師・栄養士等を派遣して健康講座を実施する。 未開催事業所に対して重点的に開催勧奨を行い、新規開催2事業所を目標とする。	町内146事業所に健康講座の開催案内を送付。9月末までの実施はないが、申込件数が2件あり、10月以降実施予定。	小規模の事業所からの開催申込がない。小規模の事業所に対しては、事業主への開催勧奨を行う。

		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 子育て健康課	25～29	(社)通期 (健)通年	(社会教育課) 男性対象の料理教室の開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 栄養講座の中に男子キッチンを取り入れ、保育園・こども園の保護者等、部落での開催を呼びかけるとともに、公民館事業とタイアップする。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行った。 ・5月27日 浦安地区公民館(参加15名) ・5月29日 赤碕地区公民館(参加36名) ・5月30日 八橋地区公民館(参加20名) ・7月3日 赤碕地区公民館(参加40名) ・7月28日 以西地区公民館(参加14名) (子育て健康課) 部落・グループ、団体、地区公民館等が料理教室を開催する際に、要請に応じて食生活改善推進員等の派遣を行った。	(社会教育課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行う。 (子育て健康課) 男性対象の料理教室開催及び開催支援を行う。
		・心と身体の健康相談実施	町民	子育て健康課	25～29	奇数月	定例相談として、こころの相談を継続して実施する。	・こころの相談利用者:1件 ・9月15日 自殺予防週間街頭キャンペーン	広報・各種教室でこころの相談のPRを行っていく。
		・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと)養成研修の実施	町民	子育て健康課	25～29	随時	民生委員を対象とした研修会開催に取り組む。	民生委員を対象とした研修会開催に取り組む。	研修会は冬(2月頃)を予定。より多くの民生委員に参加してもらえるよう、福祉あんしん課の民生委員担当と調整中。
		・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	子育て健康課	25～29	随時	こころの健康をテーマとした教室の開催、及び各種健康教室開催時に睡眠の大切さについて啓発していく。	・部落健康教室等で、こころの健康をテーマとした講座を実施 ・部落や団体等での健康教室時に、睡眠の大切さについて伝える	広報・各種教室でこころの健康をテーマとした教室の開催、及び各種健康教室開催時に睡眠の大切さについて啓発のPRを行っていく。

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	教育総務課 子育て健康課 町民生活課	25～29	随時	(教育総務課) 健康教育、人権教育の視点からも性教育の充実を推進していく。 (子育て健康課) 中部定住自立圏共生ビジョンの取り組みとして、思春期保健対策講演会を継続実施する。(会場は三朝町) (町民生活課) 両中学校で、3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催する。	(教育総務課) 教育課程に即した年間指導計画に従い、学習を進めている。 (子育て健康課) ・7月・9月 中部定住自立圏共生ビジョンの取り組みとして、思春期保健対策講演会を企画、開催に向けて各市町の担当者による検討会を2回実施。 ・9月 小・中学校の校長会にてチラシ配布等の協力依頼をおこなった。 (町民生活課) なし(12月開催予定のため)	(教育総務課) 年間指導計画に従い、学習を進める。 (子育て健康課) ・11月11日 思春期保健対策講演会を開催予定(会場:三朝町総合文化ホール)。 ・10月 養護教諭部会と高校の副校長会にてチラシ配布等の協力依頼を行う。 (町民生活課) 12月 両中学校で、3年生と保護者を対象とした性教育講演会を開催予定
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に家族計画について啓発	町民	子育て健康課	25～29	随時	赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、パンフレットを用いて説明・啓発する。	赤ちゃん訪問やその他必要時に、家族計画について説明・啓発、指導を行った。	赤ちゃん訪問時等に、家族計画について説明、指導を行う。
		・妊娠・出産の適齢期、不妊予防について啓発	町民	子育て健康課	25～29	随時	婚姻届出時および成人式の際に、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。	婚姻届出時、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布している。	・婚姻届出時、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。 ・成人式にパンフレットを配布する。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	下記のとおり家庭教育講座を開催した。 ・9月14日 赤碕小学校 ・9月21日 聖郷小学校	開催予定無し

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	子育て健康課	25～29	6月・12月	6月のHIV検査週間、12月の世界エイズデーと、保健所での検査についてホームページ、町報にて情報提供する。	6月のHIV検査週間についてホームページ、町報にて情報提供した。	12月の世界エイズデーと保健所での検査についてホームページ、町報にて情報提供する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	随時	・専門家講師を招聘した「エイズ予防」に関する学習の実施し正しい知識や生命を尊重する態度を育成する。 ・特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。	学習に関しては、年間指導計画に従って実施した。講師招聘なし。	2学期以降に講師による研修会を予定している。
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	町民生活課	25～29	1月	成人式にエイズ予防等性感染症予防啓発のパンフレットを配布する。	無し(1月実施予定)	1月 成人式でエイズ予防啓発に関するパンフレット配布
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	子育て健康課	25～29	10月11月	広報等での情報提供を行う。	不正大麻・けし撲滅のポスター掲示	10月～11月 薬物乱用防止月間でのポスター掲示、及び広報等で情報提供を行う。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	随時	・10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間に、情報コーナーで麻薬・覚醒剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行う。 ・保健体育授業において薬物乱用防止教育・指導を行う。学校薬剤師と連携した薬物乱用防止教室を開催する。(各小中学校)	無し(2学期に予定)	2学期に薬物乱用防止教室を予定している。

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次 No.	具体的施策	実施計画				平成29年度の具体的取り組み		上半期(4月～9月)の取り組み	下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施内容
①	・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課	25～29	随時	県等の実施する研修への参加を促す。	県等の実施する研修については、その都度連絡している。	県等の実施する研修の実施があれば連絡し、参加を促す。
②	・進捗状況の把握とプランの実施計画の見直し・検討	・男女共同参画行政推進会議の開催と、町プラン及び本実施計画についての、進捗状況の把握、施策効果の検証	町	企画情報課	25～29	10月(上半期) 2月(下半期)	・男女共同参画行政推進会議委員の選任 ・プラン及び本実施計画についての進捗状況を上半期と下半期に分けて確認・把握する。 ・行政推進会議で施策効果の検証・評価を行い、次年度の取り組みに反映させる。	4月 男女共同参画行政推進会議委員を任命した。 4月26日 第1回男女共同参画行政推進会議を開催し、プランの年間行動計画を確認した。 9月 行動計画における4月～9月の進捗状況と下半期の目標を確認した。	10月5日 第2回男女共同参画行政推進会議を開催予定 上半期の進捗状況と下半期の目標について、各課より報告をもらう。
		・上記にて把握された進捗状況及びプラン実施計画の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29	11月3月	・男女共同参画審議会委員の選任 ・年2回、審議会に進捗状況を報告と次年度に向けての意見を聴取する。 ・第3次プラン策定に向けての意見聴取を行う。	4月 男女共同参画審議会委員を任命した。 5月18日 第1回男女共同参画審議会を開催し、プランの年間行動計画と第3次プラン案を確認した。 9月22日 第2回男女共同参画審議会を開催し、第3次プラン案について検討を行った。	行動計画における4月～9月の進捗状況と下半期の目標を確認する。 第3次プランの策定を行う。
③	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29	随時	必要に応じて連携する。	必要に応じて連携する。	必要に応じて連携する。